

災害事例

災害発生日月：令和元年10月

工事の種類：林業

災害の種類：墜落・転落

被災の状況：死亡1名

不整地運搬車が路肩より、転落して死亡した災害について

発生状況

- 1 災害は、木材伐出現場の林道補修作業において発生した。
- 2 その日、被災者は、同僚作業員がドラグショベルで不整地運搬車の荷台に積み込んだ川砂利を運搬し、林道の傷んだ箇所へダンプする作業をしていた。
- 3 5～6回目の砂利をダンプし、その周辺で旋回等をしているときに、林道の路肩から斜距離で約12m下の川に不整地運搬車ごと転落した。
- 4 作業終了後に、代表者が所在不明となっていた被災者を捜索したところ、林道脇で不整地運搬車の下敷きになっている被災者を発見した。

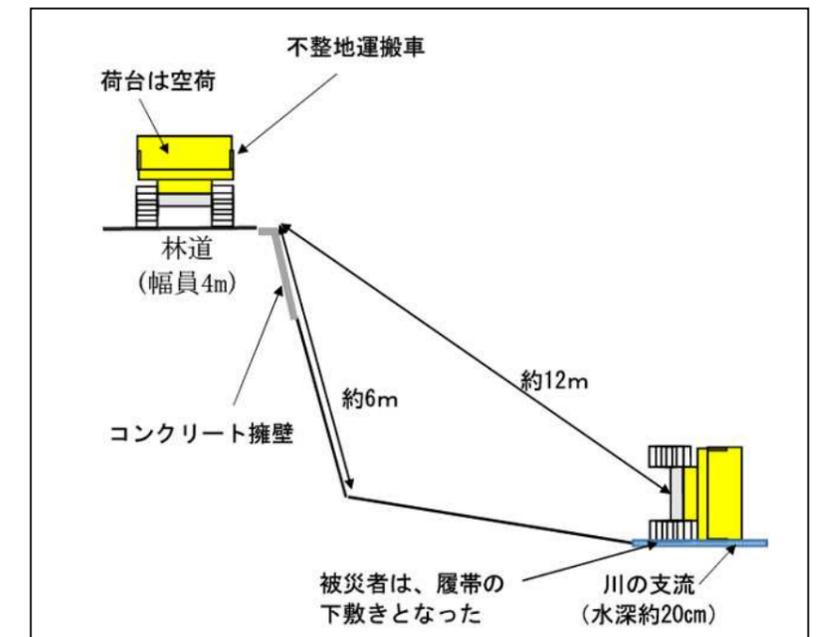
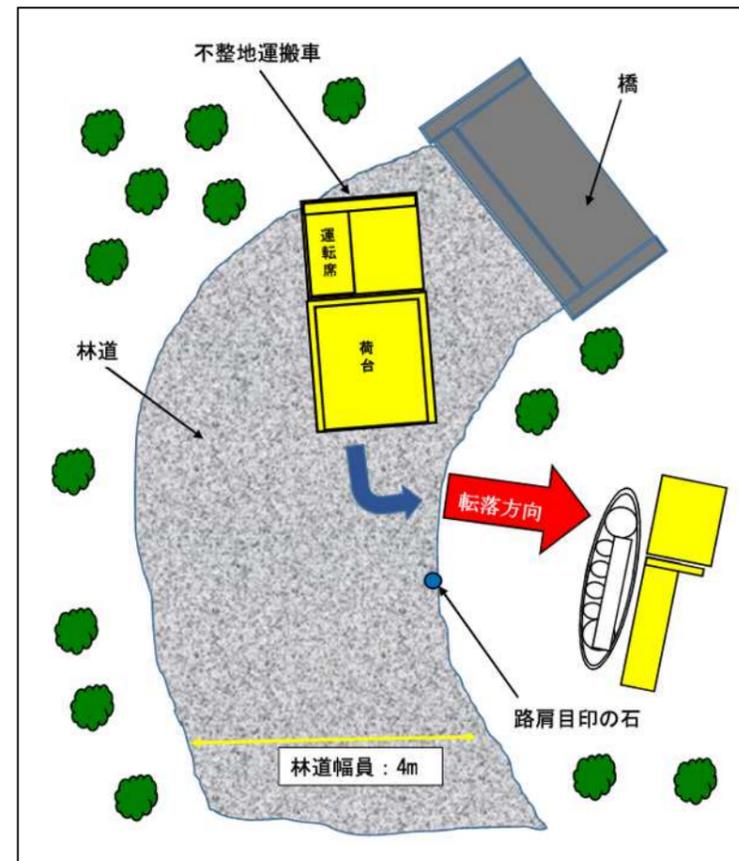
発生原因

- 1 不整地運搬車の運転技能講習が未修了である関係労働者に運転業務を行わせたこと。
- 2 不整地運搬車にサイドミラー（後方鏡）の取り付けが行われていなかったため、運転席より死角となる右側側面や後方が確認しにくかったこと。
- 3 危険箇所の事前調査が十分行われておらず、路肩の目印（危険表示）は、一つの石のみ置いてあったものの、路肩の明確な表示等がなされていなかったこと。
- 4 運行経路や作業方法を示した作業計画を策定し、関係労働者に周知させていなかったこと。関係労働者がお互いに作業内容を十分把握していなかったこと。
- 5 路肩からの墜落の恐れのある林道において、不整地運搬車を用いた作業を行うときに、誘導者を配置し、その者に誘導させていなかったこと。
- 6 作業当日にならないと出番が確定せず、その日の有資格者の配置等を含めた作業分担が現場任せになっていたこと。また、代表者が無資格運転を黙認していたこと。

再発防止対策

- 1 運転業務には、不整地運搬車の運転技能講習修了者に従事させること。
- 2 不整地運搬車の現場持ち込み前に、運転者の側面、後方の死角を少なくするためのサイドミラー（後方鏡）の取り付けを行っておくこと。
- 3 危険箇所の事前調査を確実にし、路肩の明確な表示等を行うこと。
- 4 不整地運搬車の運行経路、旋回場所及び作業箇所を明確に示す等した具体的な作業方法を定めた作業計画を策定し、当該作業計画により作業を行わせること。
- 5 路肩からの墜落の恐れのある林道において不整地運搬車を用いた作業を行うときに、誘導者を配置した上で、その者に適切に誘導させること。
- 6 作業開始前に有資格者の配置等を含めた作業分担を明確に指示することと併せて、無資格運転を絶対に行わせないような職場環境を形成すること。

< 災害発生状況略図 >



平面図

側面図